

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和 8 年第 2 回宮城県石巻警察署協議会
開 催 日 時	令 和 8 年 6 月 1 5 日 （ 月 ） 午 後 3 時 3 0 分 か ら 午 後 5 時 0 0 分 ま で
開 催 場 所	石巻警察署 3階大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員～10人 ・ 出席委員（10人）～甲谷会長、佐藤副会長、武田委員、山本委員、大森委員、千葉委員、遠藤委員、伊藤委員、阿部委員、川西委員 ・ 欠席委員～なし 2 警 察 署 側～15人 署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、少年健全育成官、水上警備派出所長、警務係長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

【別紙】

1 報告事項等

管内の治安概況について

署長から、令和8年1月から同年5月末までにおける刑法犯認知件数や交通事故件数、及び令和8年1月から4月末までにおける特殊詐欺認知件数等の管内の治安概況について説明がなされた。

大森委員：特殊詐欺認知件数等の一覧表の中で、「その他」とあり、認知件数1件となっているが、これはどのような内容か。

少年健全育成官：「その他」とは、配付した「管内の治安概況について」の資料内の表にある「ニセ警察詐欺」、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」、「融資保証金詐欺」、「金融商品詐欺」、「ギャンブル詐欺」、「交際あっせん詐欺」に当てはまらない特殊詐欺のことである。

石巻警察署において認知した1件については、「副業詐欺」と呼ばれるものであり、20歳代の女性が、LINE上で簡単に小遣い稼ぎをすることができると騙されて、複数回にわたって、被害金額合計384万円を指定された銀行口座に振り込みしたというものである。

山本委員：刑法犯認知件数と検挙件数を見ると、検挙件数が認知件数を上回っているものがあるのは何故か。

刑事第一課長：警察が検挙する事件は、発生して間もないものもあれば、日数を経て検挙するものもある。

つまり、検挙件数には、昨年以前に発生した事件を今年になって検挙した場合の件数が含まれることから、検挙件数が認知件数を超えることがある。

2 協議事項

(1) 速度取締り指針について

交通課長から、石巻警察署における重点エリアの設定等の「速度取締り指針」について説明がなされた。

遠藤委員：飲酒運転の取締り形態について、簡単に教えていただきたい。

交通課長：飲酒運転の取締りの形態としては、

- 「ふらつき」のある車や必要以上に「低速走行」している車など、飲酒運転をしている可能性がある車を発見し停車させる場合
- 県下一斉飲酒検問など、検問箇所を通行する全車両を停車させる場合
- 交通事故を発端として発覚する場合

などがある。

千葉委員：矢本インター付近にオービスがあると思うが、オービスを見かける場合と見かけない場合があるのは、どういうことか。

交通課長：ご指摘のとおり、移動式オービスであり、常に矢本インター付近にあるとは限らないものである。

オービスがあるかもしれないと運転者に警戒してもらい、スピードを緩めてもらうことが、警察側の大きな目的の一つでもある。

(2) 自転車の交通反則通告制度等について

交通課長から、「自転車の交通反則通告制度について」の説明がなされた。

※ 交通課員 3 名及び警務課長による実演を行った（第 1 想定：自転車運転違反、第 2 想定：酒酔い運転違反）

遠藤委員：実演の第 1 想定において、イヤホンをしてながら、遮断踏切を渡ろうとした結果、取締りを受けているが、この場合、イヤホンと遮断踏切立ち入りの両方を行ったため、交通反則通告制度（青切符）が適用されて、取締りを受けたのか。

交通課長：遮断踏切への立ち入りは、その行為のみで悪質・危険な違反であり、交通反則通告制度（青切符）の対象である。

したがって、仮にイヤホンをしていない場合でも、取締りをする事となるが、想定の場合は、イヤホンをしたことで更に悪質・危険性が高まったと言える。

遠藤委員：仮に違反者がイヤホンをしてながらの自転車の運転のみで取締りを受けるとすれば、取り締まる警察官に対する違反者の態度が悪い場合か。

交通課長：警察官に対する態度の善し悪しは、取り締まりをするか否かに直接関係しない。

なお、イヤホンをしてながらの自転車の運転は違反行為であり、交通反則通告制度（青切符）の対象であるが、悪質・危険な違反でない場合には、「指導警告」が原則となる。

そのほか、例えば自転車で歩道を走る行為について、自転車は「軽車両」と看做されるため、車両通行が原則であり、歩道を通行できるのは例外的な場合に限られ、違反となる。

しかし、自転車で歩道を走る違反も、原則「指導警告」であり、歩行者をたじろがせるなど、悪質・危険な違反と認められる場合等は交通反則通告制度（青切符）の対象となる。

大森委員：交通反則通告制度（青切符）の対象は 16 歳以上であるが、16 歳未満の者による自転車運転の違反行為については、警察としてどのように対応しているのか。

交通課長：16 歳未満の者による自転車運転の交通違反については、原則として「指導警告」を実施する。

しかし、飲酒運転など悪質な運転により交通事故を起こした場合には、個別に判断し、場合によっては検挙に至ることもある。

大森委員：警察へのお願いであるが、各小学校・中学校から、自転車の運転に関する指導の依頼があった場合、対応してもらえるのか。

交通課長：依頼内容に沿って、懇切丁寧に対応させていただく。

阿部委員：自転車が通行できる歩道とはどのような歩道か。

交通課長：自転車が通行可能な歩道とは、

- 「自転車及び歩行者専用」の道路標識や、道路上に「自転車通行可」の表示がある場合（公安委員会の意思決定）
 - 運転者が「13歳未満の子ども」や「70歳以上の高齢者」または「身体の不自由な方」である場合
 - 車道を通行するのが危険な場合
- 等である。

「自転車及び歩行者専用」の道路標識や、道路上に「自転車通行可」の表示があるのは、基本的に比較的幅員の広い歩道である。

阿部委員：13歳未満は、自転車の歩道通行が認められており、13歳以上は、原則車道通行であるが、そのことを認識していない車の運転者が多いように感じることから、もっと周知させていただきたい。

交通課長：自転車の利用者に教養するだけでなく、車の運転者などすべての方を対象に交通ルールを周知するように心掛ける必要があると感じている。

3 意見・要望等

大森委員：警視庁で「デジポリス」という無料アプリを配信している。

このアプリは「国際電話番号・詐欺電話ブロックシステム」や「痴漢撃退・防犯ブザー機能」、「防犯マップとエリア通知」、「ココ通知（位置情報の共有）」などの様々な機能を利用できるものである。

宮城県警でも是非導入していただきたい。

武田委員：前回の石巻警察署協議会において、「石巻市恵み野地内と石巻市茜平地内を行き来できる「石巻港9」と表示されたトンネル（ガード下）には、中央線がなく、対向車が道路の真ん中を走ってきて危険であることから中央線をつけていただきたい」旨の要望をした。

その後、トンネル内ではないが、トンネルを出たところに中央線が引かれた。

そのお陰で、対向車が膨らんで道路の真ん中を走ることがなくなったので大変ありがたく感じている。